

庁議の概要

開催日：H16.10.12

項 目

- 1 平成17年度の予算編成方針について【総務部及び政策推進担当】
- 2 その他

内 容

- 1 平成17年度の予算編成方針について【総務部及び政策推進担当】

総務部長より予算編成に当たっての基本的な考え方について、また、政策推進担当理事より今後の政策選択に係る提案について説明を行なったのち、意見交換を行った。

[説明]

【総務部長】

- ・ 財政危機への取り組みが必要とされるが、こうしたなかでも、「産業の育成」をはじめとする県民生活の向上につなげる4つの重要課題などに、引き続き積極的に取り組んでいかなければならない。
- ・ 予想される多額の財源不足を解消するため、見積り限度額を設けることとする。
- ・ また、業務のアウトソーシングを推進することや、NPOや住民力を生かした仕組みづくりに積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ 事業評価については、「事後評価」といった新しい評価軸を設けることとした。
- ・ (財政課長通知案に示した)予算見積りに関する留意事項については、大きな変化はない。
- ・ 予算編成の大きな方針については、特に意見がなければ今週中には発出したいと考えている。

【政策推進担当理事】

- ・ 今後の政策選択にあたっての考え方について整理したので、提案をさせていただく。
- ・ 基本は、昨年度の政策協議で確認したことと変わらない。4つの重要課題のなかで、「産業の振興と雇用」を最重要としたことがポイントである。
- ・ 産業の振興と雇用の拡大による経済の基盤づくりに係る具体的な方向として、戦略性や事業効果が見込める以下の から のような取り組みを提示する。

産業振興、経済発展を牽引する「意欲を持った」経営体の育成、伸長等

県外の供給に依存している分野における自給拡大や県域内での生産に対する需要を増大させる取り組み

高知ならではの資源を活用した産業など、成長が期待できる新分野の産業育成

県政課題(「南海地震に備える」等)に対応した取り組みのうち、地域産業の振興、雇用機会の創出に結びつくもの

少子・高齢化や雇用環境の変化のなかで、県民一人ひとりが、いきいきと働くことができる環境づくり

地域経済の再生、産業の振興に寄与する社会資本の整備

産業経済の伸長に結びつく各種の規制に関する取り組み

- ・ これ以外の3つの中長期的な課題への対応は、昨年度の政策協議のまとめを掲げている。これらについては、引き続き県政の全分野において重視し取り組みを進めるが、その対応に際しては、予算措置に依存することなく、市町村との連携や人と知恵の力の活用を十分に行なうことが求められる。
- ・ 以上のとおり申し上げたことは、「ここに掲げた内容でなくてはならない」という意味でなく、「こういった切り口で考えてみてはどうか」という提案と受け止めていただければ、と考えている。

[主な意見]

- ・ (財政課長通知案に記されている) 県単独補助事業の見直しのなかで、既存の補助金見直しが「市町村への一方的な負担転嫁とならないように」とあるが、この表現は差し替えていただきたい。
- ・ 市町村への県の予算編成方針に係る説明については、全部局が足並みを揃えて行なうことができるよう総務部及び企画振興部で調整するとのことであったが、いかがか。
現時点では、予算編成方針が正式に発表され、各部局から具体的な予算が出た後、各市町村の助役と予算調整官との間で会を設けたい。また、総務部長査定後に各市町村長と部局長との間で会を行なう予定である。県の編成方針に対して、市町村から十分な理解と納得を得られるよう努力していかねばならないと考えている。

【知事から】

- ・ (予算編成方針に記載した) 「住民力やNPOの活用」や「業務のアウトソーシングの推進」による仕事の進め方の見直しは、全ての部局で積極的に考えてほしい。
- ・ (政策の選択に関連して) 危機的財政状況のなかであり、予算をどう削るかを考え、努力することは勿論重要である。
- ・ しかし、そうした厳しい状況のなかでも、(従来の重点化枠のように金額を定めてということとはできないとしても) 新しい試みに対応していきたい。「これからの高知県に真に必要なものは何か」を考えて、そういった試みを議論することは大切である。
- ・ 各部局が、部局枠のなかから事業を取り出して重点化枠に入れることで助かろうというのではない、「真に必要なもの」を選択してもらいたい。
- ・ どのような方法で政策を選択するのかについては、(例えば各部局の企画課からメンバーを募って別途検討する等) いろいろな方法があるとは思われるが、総務部と政策推進担当の間で仕組みを検討してもらいたい。

2 その他

森林局長より「高知県産材利用推進方針」について説明が行われた。

[説明]

- ・ 県産材の利用推進については、アクションプランなどを定めて取り組んできたが、実際は各部局での自主的取り組みに任せて、具体的な規範を定めなかった。このため、担当者が発注する際の判断に迷うことがあり、またそうした取り組みに対するフォローアップも十分でなかった。
- ・ こうした反省点を踏まえた「高知県産材利用推進方針」を定めて、具体的な取り組みを行なっていきたい。
- ・ 公共建築施設等の木造化の推進については、木造建築物と非木造建築物の建築費用単価にはあまり差がないことから、県有施設は原則として木造とし、内外装や設備・備品類等も木質化を積極的に推進する。また、これらの取り組みの実施にあたっては、県産材を使用する。
- ・ こうした取り組みは、市町村等にも要請していくこととする。
- ・ 公共建築施設等の県産材を活用した木造化の推進のため、(建築物建設の) 主管課、建築担当課及び木の文化推進室の間での調整やフォローアップ等を行なう。
- ・ 公共土木工事への積極的な木材利用の推進については、木材利用工法の積極的な採択に努める。
- ・ 木製型枠の県産材使用については、木製型枠の使用が適当と認められる工事において、特記仕様書で使用を明示する。看板・バリエード等工事関連資材においても積極的な木製品使用をする。県産材を使用することは公共建築施設等と同様である。
- ・ 公共土木工事への積極的な県産材利用を推進するため、数値目標を定め、全庁的なフォローアップも行なっていきたい。